

高レベル廃液の重大事故 福島みずほ議員の質問主意書、質問書から見えてきたこと

◎ 高レベル廃液の重大事故を IAEA 基準「大型廃液貯槽の破裂」を隠し、「蒸発乾固」と定義し過小評価してきたこの国の犯罪的姿勢がはっきりしてきました。

この問題は①高レベル廃液事故の過小評価 ②避難等に係るハザード区分の過小評価の二つの論点があるように思っています。
国を厳しく追及していかなければならないと考えております。

.....

IAEA 基準を隠し、高レベル廃液重大事故を過小評価してきた国

原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場の高レベル廃液に係る重大事故を「蒸発乾固」とし安全審査を終了させました。ところが IAEA 指針では高レベル廃液に係る重大事故を「高レベル廃液貯槽の破裂」としていたことが最近わかりました（「蒸発乾固」という言葉は使用されていません）。安全審査では高レベル廃液貯槽の破裂の審査はしていません。

高レベル廃液に係る重大事故を国は矮小化し審査し、六ヶ所再処理工場のハザード分類をⅡ（PAZ 予防措置ゾーンなし、UPZ 緊急防護措置計画ゾーン 5km）とし、六ヶ所村や周辺自治体の避難訓練はほとんど行われていません。

これにより再処理規則 第一条（重大事故）は世界一緩い基準であることがわかりました。以上については何度も福島みずほ議員から問い合わせていただき、9 月 16 日回答を得、わかりました。詳しくは3頁以降をご覧ください。

以下概要です。

.....

高レベル廃液が起こす事故として現実のものとしてウラルの核惨事があります。また旧西独政府調査は「国民の半数死亡」というものでした。それが我が国の審査では「蒸発乾固」で事故が収束するとした審査が行われました。何度も「これは納得できない」と国に質問してきました。

原子力災害事前対策に関する検討会合（2016 年 11 月）の資料を見て驚きました。原子力推進の中心国際原子力機関 IAEA の再処理の重大事故基準として「大容量液体貯槽の破裂（蒸発乾固）」と出ていたのです。

1) IAEA の根拠資料は国の回答で：「IAEA 安全指針 GS-G-2.1」（英文 68 頁表6）

<https://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1265web.pdf>

ここには再処理施設のハザードとして、「蒸発乾固」という言葉はなく、「大型の液体貯蔵タンクが破裂すると、大規模な介入が正当化される汚染が生じるであろう」と記載。

2) 国は「大型の液体貯蔵タンク」とは六ヶ所再処理工場にある「高レベル廃液貯槽（120m³）」のことであることを認めました。

3) 国は「『高レベル廃液貯槽の破裂（蒸発乾固）』としたことは、水素爆発と蒸発乾固を重畳させて評価した」との回答です。⇒水素爆発で貯槽が破裂することについて国は評価していません。

4) IAEA 安全指針の重大事故基準をなぜ、再処理規則の重大事故に取り入れなかったのかについては「この指針は原子力災害対策のものであり NS-R-5 等を踏まえて策定した」との回答。⇒NS-R-5 は核燃サイクル施設の建設・運転・廃止に係る指針であり、参考にならないものであった。原子力災害対策のものこそ使用するべきはずですが？。

5) IAEA のハザード(脅威)区分(UPZ: 緊急防護措置計画ゾーン, 等決定する基準)は高レベル廃液はこの基準の対象外である。六ヶ所再処理工場は日本原燃の評価に基づきハザード分類Ⅱ(PAZ なし, UPZ:5km)としたと回答。

⇒IAEA ハザード区分推奨基準には

① : 100PBq を超える Cs-137 を有する使用済燃料を収容する施設／場所
六ヶ所再処理工場使用済燃料プールに収容している 3000 トンの使用済燃料には Cs-137 に 限り調べたところ基準 100PBq の 100 倍以上含まれていることがわかりました。これにより再処理工場はハザード区分Ⅰ(PAZ, UPZ とも要設定)になるはずです。

② : 敷地外に緊急防護措置をとる線量をもたらず放射能を保持する施設
安全指針の附属書Ⅲに計算方法が出ており Sr-90 について A/D2 を求めたところ基準の 100000 を数倍超えていることがわかった。他の核種も多数含まれており、これにより高レベル廃液大貯槽についてもハザード区分Ⅰに該当することがわかりました。

* 質問の文章に反省点がありました、そのため「高レベル廃液貯槽は①に該当しない」とする回答がなされたわけです。再度確認の質問をする予定です。

しかし、使用済燃料プールも高レベル廃液貯槽もその貯蔵放射能から IAEA 基準によるとハザード分類Ⅰに該当します。それが原発(PAZ 予防措置ゾーン 5km, UPZ 緊急時防護措置計画ゾーン 30km)よりも危険性が少ないハザード分類Ⅱ(PAZ はなし, UPZ は 5km)とは到底納得できません。

福島原発事故を経験しその反省に基づき原子力規制委員会が発足しましたが、原子力推進国際機関である IAEA ですら指摘している「高レベル廃液貯槽の破裂(爆発)」を不問にして安全審査を終えさせてはなりません。再処理工場の過酷重大事故は絶対に防がねばなりません。

.....(参考:質問書前文8. 31提出 9. 16回答)

「六ヶ所再処理工場に関する質問主意書」(内閣参質第 204 国会第 18 号)に関わる追加質問

IAEA 安全指針再処理施設ハザード「大容量液体貯槽の破裂」と再処理規則の「蒸発乾固」について

第15 回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合(2016 年11 月25 日)の資料4の3 再処理施設の防護措置に「IAEA 基準では再処理施設の災害対策上のハザードを・・・③大容量液体貯槽の破裂(蒸発乾固)・・・」とあった。先日の質問への回答(今年8月5 日)でこの根拠となる IAEA 安全指針が原子力規制委員会から示された。これによると再処理施設のハザードとして、「蒸発乾固」という言葉はなく、「大型の液体貯蔵タンクが爆発すると、大規模な介入が正当化される汚染が生じるであろう」と記載されていた。一方我が国の「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第一条の三(重大事故)には「液体状廃棄物のセル内において発生する蒸発乾固」とあり、廃液が蒸発乾固するまでの事故とされている。

この件について私は「六ヶ所再処理工場に関する質問主意書」(内閣参質第 204 国会第 18 号)で「高レベル廃液が蒸発乾固後含有核種の自己崩壊熱により溶融、そして揮発、さらに場合により硝酸塩爆発により環境へ放射性物質が拡散する事態こそ想定されるべき重大事故なはずである。・・・」と質問したが「蒸発乾固を防止するための対策の確認をした」との答弁のみであった。青森県や周辺道県の人々も高レベル廃液の蒸発乾固後に起こる重大事故を危惧しておられる。福島原発過酷重大事故を現実経験した現在、起こる可能性がある事故は評価するのではなかったのか。IAEA の安全指針にある高レベル廃液の重大事故の指摘「大容量液体貯槽の破裂」を無視した新規基準を定め評価していたことは、原子力規制当局の国民への重大な背信行為ではないか。以上の観点により、事実関係等を確認するため、以下の質問について説明を求めます。

2021年9月16日

参議院議員 福島みずほ議員

秘書 石川様

9月9日回答期限であったが、1週間延期願いがあり上記 日に回答が届いた。

平素よりお世話になっております。

いただいた質問回答依頼について、別紙のとおり回答いたします。

(質問の前文です)

2021年8月31日

原子力規制委員会への質問事項(案)

参議院議員福島みずほ

「六ヶ所再処理工場に関する質問主意書」(内閣参質第204国会第18号)に関わる追加質問

IAEA安全指針再処理施設ハザード「大容量液体貯槽の破裂」と再処理規則の「蒸発乾固」について

第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合(2016年11月25日)の資料4の3再処理施設の防護措置に「IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを・・・③大容量液体貯槽の破裂(蒸発乾固)・・・」とあった。先日の質問への回答(今年8月5日)でこの根拠となるIAEA安全指針が原子力規制委員会から示された。これによると再処理施設のハザードとして、「蒸発乾固」という言葉はなく、「大型の液体貯蔵タンクが爆発すると、大規模な介入が正当化される汚染が生じるであろう」と記載されていた。一方我が国の「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第一条の三(重大事故)には「液体状廃棄物のセル内において発生する蒸発乾固」とあり、廃液が蒸発乾固するまでの事故とされている。

この件について私は「六ヶ所再処理工場に関する質問主意書」(内閣参質第204国会第18号)で「高レベル廃液が蒸発乾固後含有核種の自己崩壊熱により溶融、そして揮発、さらに場合により硝酸塩爆発により環境へ放射性物質が拡散する事態こそ想定されるべき重大事故なはずである。・・・」と質問したが「蒸発乾固を防止するための対策の確認をした」との答弁のみであった。青森県や周辺道県の人々も高レベル廃液の蒸発乾固後に起こる重大事故を危惧しておられる。福島原発過酷大事故を現実経験した現在、起こる可能性がある事故は評価するのではなかったのか。IAEAの安全指針にある高レベル廃液の重大事故の指摘「大容量液体貯槽の破裂」を無視した新規制基準を定め評価していたことは、原子力規制当局の国民への重大な背信行為ではないか。以上の観点により、事実関係等を確認するため、以下の質問について説明を求めます。

1及び3の2)について

お問い合わせ先:

原子力規制庁

都合により省略します

以下赤枠のものは回答書に書き加えたものである。
(三陸の海・岩手の会)

1 確認「大容量液体貯槽」と「蒸発乾固」について

第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合（2016年11月25日）の資料4「再処理施設及びプルトニウムを取り扱う加工施設において発生するおそれがある緊急時に講ずべき防護措置について」（平成28年11月 原子力規制庁）3ページ3. 再処理施設の防護措置の冒頭に「IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを①臨界事故、②大規模火災又は爆発（水素爆発等）、③大容量液体貯槽の破裂（蒸発乾固）④使用済燃料貯蔵設備の事故と定めている・・・」とあった。このことについて

【御質問1）】

「大容量液体貯槽」は六ヶ所再処理工場にある高レベル廃液貯槽（120m³）を指すものと思われるがその解釈で良いか。

【回答】

ご認識のとおりです。御質問の高レベル廃液貯槽は、日本原燃（株）が行った災害対策上のハザード評価において対象となっています。

（コメント） IAEA（国際原子力機関）では再処理工場にある「大容量高レベル廃液貯槽の破裂」を再処理工場の災害対策上のハザードとしていることを原子力規制委員会は認めた。

【御質問2）】

③において「大容量液体貯槽の破裂」と「（蒸発乾固）」と分けた理由は何か。「蒸発乾固」という術語は世界の再処理施設で重大事故ハザードとして使用されている術語か、この言葉が使用された理由を示されたい。

【回答】

御質問の「大容量液体貯槽の破裂」については、日本原燃（株）が災害対策上のハザード評価において水素爆発と蒸発乾固を重畳させて評価したことを明確化するためです。

また、「蒸発乾固」については、海外の例は承知していないが、ハザード評価の1つとして使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年三月二十七日総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）に定める重大事故である蒸発乾固を含めているためです。

（コメント） 回答から、高レベル廃液貯槽（120m³）の破裂は「水素爆発と蒸発乾固を重畳させて評価したことを明確化するため」とのこと。高レベル廃液貯槽の破裂は水素爆発によると受け取れる回答だ、高レベル廃液貯槽で水素爆発が起こる可能性はある。では水素爆発により高レベル廃液貯槽の破裂がどのように周辺住民や環境へ影響を与えるのだろうか、これについて影響評価が公表され、審議された形跡が全くないのはどうしてか。現実には1957年旧ソ連で起こったマヤーク核兵器用再処理施設の高レベル廃液貯槽で起こった硝酸塩の大爆発（ウラルの核惨事と言われる）による放射能汚染。蒸発乾固後の硝酸塩による爆発について対策を行わなくてもよいのか。高レベル廃液貯槽の事故は水素爆発だけではない、IAEAはウラルの重大事故を念頭に「大容量液体貯槽の破裂」としているはずである。IAEAのハザード基準では「蒸発乾固」という言葉は使用されていないのかかわらず、再処理規則の重大事故定義として使用されたのはなぜか問うたのだが答えになっていない。蒸発乾固で収まるのならば重大事故にはならない、世界の再処理工場の重大事故では通用しない奇妙な言葉である。IAEA基準を尊重し再処理規則に「大容量液体貯槽の破裂」含めるべきであろう。

2 再処理規則に「重大事故」条項が挿入された経緯について

【御質問 1）】

福島第一原発事故後「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」）第一条の三（重大事故）が挿入された経過（担当部署、会議年月日と参加者、参考文献等の所在 URL）を示されたい。

【御質問 2）】

1）の再処理規則が国会等で審議、採択まで（会議年月日、資料、議事録等の所在 URL）の経過を示されたい。

【回答】

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）の平成 24 年 6 月 27 日の一部改正により、発電用原子炉の設置許可基準に重大事故に関する規定が追加され、同様に再処理事業の指定基準にも重大事故に関する規定が追加されました。その際、指定基準については、原子力規制委員会規則に委任することが規定されました。

このため、原子力規制委員会は、改正後の炉規法の規定に従い、核燃料施設等の新規制基準に関する検討チームで新規制基準の検討を行い、再処理規則を一部改正（平成 25 年 12 月 6 日）し、第一条の三（重大事故）を追加しました。これらの経緯は、次頁の参考を示すとおりであり、上記の炉規法改正に関する国会審議については下記①を、再処理規則に関する審議等（担当部署、会議年月日、参加者、資料、議事録等）については下記②～④をご覧ください。

① 国会審議

<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000126900>

② 核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/dis closure/committee/yuushikisya/kaku_shinkisei/index.html

③ 平成 24 年度 原子力規制委員会

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11160054/www.nsr.go.jp/dis closure/committee/kisei/h24fy/index.html>

④ 平成 25 年度 原子力規制委員会

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11160054/www.nsr.go.jp/dis closure/committee/kisei/h25fy/index.html>

（コメント）②核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム会合の資料と議事録を確認した。2013年4月～10月に20回の会合が開催され、再処理規則の原案が検討された。日本の東海、六ヶ所再処理工場はフランスの技術を採用しているので、フランスの重大事故関連法を参考にして作成されている。ここには重大事故定義として「高レベル廃液貯槽の冷却機能喪失」とあり「蒸発乾固」はなかった。IAEAの基準（2002.11公開）やウラル核惨事、米英などの基準は会議資料にはなかった。会議の担当原子力規制委員は更田現委員長、外部専門家大学教授5名、原子力安全基盤機構3名、JAEA安全研究センター3名、原子力規制庁12名（第1回会合名簿から）であった。

核燃料施設等に係る新規制基準の策定に係る経緯

○平成24年6月15日

原子力規制委員会設置法案※（環境委員長）提出 ※附則第14条において炉規法の一部改正を含む

同法案の衆議院可決 【第180回国会 衆議院 本会議 第25号】

○平成24年6月20日

同法案の参議院可決 【第180回国会 参議院 本会議 第17号】

同法案の成立

○平成24年6月27日

原子力規制委員会設置法の公布

○平成24年9月19日

原子力規制委員会設置法の一部施行

○平成25年2月20日

核燃料施設等の新規制基準の検討方針について了承

【平成24年第30回原子力規制委員会】

○平成25年3月27日

核燃料施設等の新規制基準に関する検討チームの設置について了承

【平成24年第34回原子力規制委員会】

○平成25年4月15日

核燃料施設等の新規制基準に関する検討チームの第1回会合

（以降、10月24日までに合計20回を開催）

○平成25年7月24日

再処理規則等の新規制基準の骨子案について了承

再処理規則等の新規制基準の骨子案に係る意見公募の実施について了承

【第16回原子力規制委員会】

○平成25年7月25日

再処理規則を含む関係法令等の新規制基準の骨子案に係る意見公募（8月15日まで）

○平成25年9月5日

再処理規則を含む関係法令等の新規制基準の骨子案に係る意見公募の結果について報告、及び骨子について了承

【第21回原子力規制委員会】

○平成25年9月11日

再処理規則を含む関係法令等の条文案について了承、及び条文案に係る意見公募の実施について了承

【第22回原子力規制委員会】

○平成25年9月12日

再処理規則を含む関係法令等の条文案に係る意見公募（10月11日まで）

○平成25年11月6日

再処理規則を含む関係法令等の条文案に係る意見公募の結果について報告（その1）
新規制基準の適用の考え方について了承

【第30回原子力規制委員会】

○平成25年11月13日

再処理規則を含む関係法令等の条文案に係る意見公募の結果について報告（その2）

【第31回原子力規制委員会】

○平成25年11月27日

再処理規則を含む関係法令等の条文の決定

【第33回原子力規制委員会】

○平成25年12月6日

再処理規則の改正

○平成25年12月18日

改正炉規法及び改正再処理規則の施行

（コメント）再処理規則の重大事故の定義に、IAEAの基準「大容量液体貯槽の破裂」は俎上に上がらず無視され高レベル廃液の重大事故として「使用済燃料から分離されたものであって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において起こる蒸発乾固」（規則第一条の三の二）とされた。上記経過より核燃料施設の新規制基準に関する検討チーム会合が2013年4月発足からわずか3ヶ月後の7月に基準案がパブコメ（意見公募）にかけられ、国会で審議されることもなく？原子力規制委員会で決定施行されたことがわかった。しかし国会での審議がないまま、このような国民の安全に関わる法律規則が改正施行されたのだろうか。確認したい。

(3質問1回答のコメント) 世界の原子力推進のための最も権威あるIAEA（国際原子力機関）が定めた重大事故の定義を無視することは、仮に高レベル廃液貯槽の破裂事故が生じた場合、国際的にも申し開きできないはずだ。水素爆発や火災又は爆発として規定しているので良しとする回答であるが、IAEAは高レベル廃液貯槽の「破裂」としている。莫大な放射能が濃縮されている超危険な廃液だからこそ特別に定義している。起こる可能性がある事故は評価すべき。

3 重大事故の定義 IAEA 安全指針と再処理規則の違いについて

【御質問1）】

IAEA 安全指針 No. GS-G-2.1（68 頁の表 6）「使用済燃料の再処理」に関わる「脅威の概要」について「大型の液体貯蔵タンクが爆発（破裂）すると、広範な介入が必要とされる汚染が生じうる。」とあった。一方我が国の再処理規則第一条の三（重大事故）では「液体状廃棄物のセル内において発生する蒸発乾固」だけになっており、IAEA 安全指針の指摘が反映されていないのはなぜか。

【回答】

再処理規則第 1 条の 3 においては、冷却機能の喪失による蒸発乾固だけではなく、臨界事故、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、放射性物質の漏えい等についても、再処理施設において発生するおそれのある重大事故として規定しています。

今般の事業変更許可の審査においては、再処理規則第 1 条の 3 に規定する重大事故について、その対策を確認しています。

なお、お尋ねの IAEA 安全指針 No. GS-G-2.1 については、原子力災害対策の検討のためのものであり、新規規制基準策定にあたっては、NS-R-5 等を踏まえて策定しています。

(3質問1回答のコメント続き) IAEA原子力災害対策の検討のための基準は重大事故対策指針として最も重要な指針であろう。指摘されたNS-R-5は基準策定の参考になるとは思えないサイクル施設の建設・運転・廃止に係る基準であった。

【御質問2）】

IAEA 安全指針（68 頁の表 6）「使用済燃料の再処理」に関わる「脅威区分」は「ⅠまたはⅡまたはⅢ」と挙げられていた。同安全指針（27 頁の表 4）「施設及び行為の緊急事態脅威区分を判断するために推奨される基準」では脅威区分のⅠの判断推奨基準として「最近取り出された、合計およそ 0.1EBq（100PBq）を超える Cs-137 を有する照射済原子炉燃料を収容する施設/場所」とある。六ヶ所再処理工場の高レベル廃液には 2015 年 3 月 4 日の時点で Cs-137 が 520PBq 含まれており（内閣参質第 189 国会第 123 号）、IAEA の脅威区分Ⅰの判断基準をはるかに超えている、また他にプールには 3000 トンもの使用済燃料が貯蔵されている。六ヶ所再処理工場は脅威区分Ⅱ（PAZ はなし、UPZ5km）とし新規規制基準の安全審査がなされているが、六ヶ所再処理工場は脅威区分Ⅰに変更し安全指針（76 頁の表 8）「緊急事態ゾーン及びエリアの提案規模」により PAZ、UPZ を定め人々に広報し防災対策等を行うべきではないか。見解を示されたい。

【回答】

日本原燃（株）の再処理施設の高レベル廃液には Cs-137 が 520PBq 含まれており、IAEA の脅威区分Ⅰの判断基準を超えているとの御指摘については、IAEA の定める基

準は「最近取り出された、合計およそ 0.1EBq (100PBq) を超える Cs-137 を有する照射済原子炉燃料を収容する施設/場所」の基準であり、高レベル廃液の基準ではないため、御指摘には当たらないと考えています。

御指摘の再処理施設の脅威区分については、日本原燃（株）が、重大事故対策に係る発生防止対策、拡大防止対策及び異常な水準の放出防止対策が全て失敗するとの前提のもとハザード評価を実施し、その結果、敷地外で重篤な確定的影響を生じさせるおそれがないとされたことと等を踏まえて、IAEA の定める国際的基準に基づき、ハザード分類Ⅱが適当であると判断したものです。

また、日本原燃（株）の再処理施設においては、使用済燃料を受入れる条件として 4 年以上冷却されていることとされており、御指摘の「最近取り出された、合計およそ 0.1EBq (100PBq) を超える Cs-137 を有する照射済原子炉燃料を収容する施設/場所」にはあたらないこと、また、日本原燃（株）のハザード評価においては、使用済燃料貯蔵設備の事故も含まれており、その評価結果として重篤な確定的影響を生じさせるおそれがないとされていることから、ハザード分類がⅡであることは引き続き適当であると考えています。

(3質問2 回答のコメント)

IAEA安全指針*ではハザード区分Ⅰの判断推奨基準として「最近取り出された、合計およそ 0.1EBq (100PBq) を超える Cs-137 を有する照射済原子炉燃料を収容する施設/場所」と「敷地外に緊急防護措置をとることを正当化する線量をもたらすのに十分な、放散性放射性物質のインベントリを有する施設」とあげられている。前者は使用済燃料が3000トン貯蔵されている貯蔵プールが該当する。取出し15年経過3000トンの使用済燃料**についての Cs-137 に限って確認したところ基準100PBq の100倍以上含まれていることがわかった。あきらかにハザード区分Ⅰに該当するはずだ。後者については「高レベル廃液大貯槽が該当する」（質問で後者の基準に触れず、反省している）こちらは安全指針の附属書Ⅲに計算方法が出ており Sr-90***について A/D2 を求めたところ基準の100000を数倍超えていることがわかった。他の核種も多数含まれている、これにより高レベル廃液大貯槽についてもハザード区分Ⅰに該当していることがわかった。この区分はPAZ3～5km, UPZ 5～30km相当とIAEAが定めている。六ヶ所再処理工場は使用済燃料貯蔵プールと高レベル廃液大貯槽とも条件を満たしており、ハザード区分Ⅰに改め再審査すべきである。

(→質問文を整理し再度規制委員会へ申し入れし明らかにしたい。)

「・・・放出防止対策が全て失敗するとの前提のもとハザード評価を実施」したとの回答だが、全て失敗したとき高レベル廃液貯槽で生ずる蒸発乾固生成物が自己崩壊熱によりどう変化し、どのような危険な状況が出現するのか評価していない。なぜそこを避けるのか、IAEAでさえ予測している貯槽の破裂事象をあえて評価しないことは国民への背信的審査であり、重大事故への道であろう。

*:IAEA安全審査指針No.GS-G-2.1は以下URL

<https://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1265web.pdf>

**：初期U235濃度3.9wt%，燃焼度45GW d/tHM照射したPWR使用済燃料データによる

***：2013.2.1六ヶ所・東海両再処理工場事業主体による貯蔵高レベル廃液濃度公表データより推定

4 IAEA 安全指針を再処理規則に取り入れ、再度審査をやり直すこと

【御質問】

再処理規則第一条の三（重大事故）に IAEA 安全指針にある「大型廃液貯槽の破裂」を新たに追加挿入し、事業者へその安全対応を求め、再度審査をやり直すことが「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全のため」また、国際機関の指針を無視し重大事故を起こした場合には国際的にも責任を問われることになるはずであり絶対的に必要なことと思われるがどうか。

【回答】

3（1）のとおり、今般の事業変更許可の審査においては、再処理規則第1条の3に規定する重大事故について、その対策を確認しています。

（質問4のコメント）IAEAの重大事故定義を無視し再処理規則により高レベル廃液の冷却が止まると蒸発乾固で収まるものとし審査し終了した。このことは実際にウラルで起きた核惨事硝酸塩爆発を配慮せず、IAEAが指摘している「高レベル廃液大貯槽の破裂」について全く審査せずに済ませてしまうことになる。これでは事業者優先の“世界一緩い基準”による審査であり国民を守るものでない。福島原発事故の教訓を生かすことと全く逆行している。IAEAが提起している、起こる可能性がある事故は厳重に審査すべきだ。

（全体のコメント）

私達が最も恐れている再処理工場の事故は高レベル廃液貯槽の爆発破壊による内蔵放射能の環境大放出である。これが現実になるとき北半球全体へ影響を与えと言われてい

る。現に旧西ドイツ政府の1976年の再処理重大事故評価は高レベル廃液貯槽の爆発により「国民の半数死亡」との報道であった（毎日新聞1977.1.15）。

このことが明るみになると収拾がつかなくなると判断した原子力規制委員会は高レベル廃液の冷却喪失事故を「蒸発乾固」までとし、放射能放出を評価し100万kW原発よりも緩いハザード分類をIIに設定しPAZ（予防措置ゾーン）はなし、UPZ（緊急防護措置計画ゾーン）を5kmとしたのであろう。

◎IAEAは高レベル廃液貯槽の爆発を想定、原子力規制委員会は蒸発乾固止まりの想定

IAEAの安全指針「核・放射線緊急事態の対応の整理」GS-G-2.1ではハザード区分Iの判断推奨基準として「最近取り出された、合計およそ0.1EBq（100PBqを超えるCs-137を有する照射済原子炉燃料を収容する施設/場所」と「敷地外に緊急防護措置をとることを正当化する線量をもたらすのに十分な、放散性放射性物質のインベントリを有する施設」とあげている。前者は使用済燃料が3000トン貯蔵されている貯蔵プールが該当する。取出し15年経過3000トンの使用済燃料についてのCs-137に限って確認したところ基準100PBqの100倍以上含まれていることがわかった。後者については「高レベル廃液大貯槽が該当する」（質問に後者の基準に触れず、反省している）こちらは安全指針の附属書Ⅲに計算方法が出ておりSr-90についてA/D2を求めたところ基準の100000を数倍超えていることがわかった。これにより高レベル廃液貯槽についてもハザード区分Iに該当していることがわかった。なぜこのことを伏せて審査したのか今回の回答では不明であった。

◎IAEA基準を規制に取入れ国民のため再審査を、原子力規制委員会設置原点の姿勢で！

今年3月福島みずほ議員提出質問主意書（204-8号）で「蒸発乾固後の乾固物の溶融揮発爆発による放射能放出こそが想定される重大事故ではないか」との質問に「蒸発乾固を防止するための対策を確認した。乾固し、事故が収束するとは認識していない」と回答があった。では、乾固後事故はどのような経過をたどり収束するのか示すべきであろう。それをせずにこのような回答はあまりに危機管理の意識が低い。

IAEA基準を無視しもし大事故を起こし世界中を汚染させ多くの難民が出たならばどう責任を取るのか。国際的な信頼問題にもなるはずだ。再度この規制基準を見直し再審査することが重大事故防止のためまた国民の信頼回復のため必須の条件であろう。原子力規制委員会が国民のための規制機関かどうか今厳しく問われている。